

公開草案 2026 年 7 月 17 日

(意見募集期限 2026 年 8 月 17 日)

専門業務実務指針 4400「合意された手続業務に関する実務指針」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
専門業務実務指針 4400	専門業務実務指針 4400
合意された手続業務に関する実務指針 2016 年 4 月 27 日 改正 2018 年 3 月 20 日 改正 2021 年 11 月 15 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 3 月 16 日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (実務指針：第 4 号) 《Ⅰ 本実務指針の適用範囲》 (省 略) 《Ⅱ 本実務指針の目的》 (省 略) 《Ⅲ 定義》 14. 本実務指針における用語の定義は、以下のとおりとする。 (省 略) (4) 「業務実施者の利用する専門家」－ 合意された手続業務に対する業務実施者の責任を遂行するに当たって、保証業務及び専門業務以外の分野において専門知識を有する個人又は組織の業務を利用する場合の当該専門知識を有する個人又は組織をいう。業務実施者の利用する専門家は、業務実施者の雇用する内部の専門家（業務実施者の監査事務所又はネットワーク・ファームの社員等又は専門職員（非常勤者を含む。））と業務実施者が業務を依頼する外部の専門家を含む <u>(A54項参照)</u>。 (省 略) 《Ⅳ 要求事項》 (省 略)	合意された手続業務に関する実務指針 2016 年 4 月 27 日 改正 2018 年 3 月 20 日 改正 2021 年 11 月 15 日 改正 2022 年 10 月 13 日 最終改正 2023 年 3 月 16 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (実務指針：第 4 号) 《Ⅰ 本実務指針の適用範囲》 (省 略) 《Ⅱ 本実務指針の目的》 (省 略) 《Ⅲ 定義》 14. 本実務指針における用語の定義は、以下のとおりとする。 (省 略) (4) 「業務実施者の利用する専門家」－ 合意された手続業務に対する業務実施者の責任を遂行するに当たって、保証業務及び専門業務以外の分野において専門知識を有する個人又は組織の業務を利用する場合の当該専門知識を有する個人又は組織をいう。業務実施者の利用する専門家は、業務実施者の雇用する内部の専門家（業務実施者の監査事務所又はネットワーク・ファームの社員等又は専門職員（非常勤者を含む。））と業務実施者が業務を依頼する外部の専門家を含む。 (省 略) 《Ⅳ 要求事項》 (省 略)

改正案	現 行
《 9. 業務実施者の利用する専門家の作業の利用》 (省 略) 32-2. 業務実施者は、第32項(1)の評価に基づいて、業務実施者の利用する専門家が必要な適性や能力を備えていない、又は当該専門家の客観性に対する阻害要因を除去若しくは許容可能な水準にまで軽減することができないと結論付けた場合、当該専門家の作業を利用してはならない（A57-2項及びA57-3項参照）。 (省 略) 《 V 適用指針》 (省 略) 《12. 業務実施者の利用する専門家の作業の利用》（第 32 項参照） (省 略) 《(1) 専門家の作業の利用の禁止》（第 32-2 項参照） A57-2. 業務実施者の目的に照らして必要な適性、能力又は客観性を備えていない専門家の作業を利用することは、誠実性、客観性並びに職業的専門家としての能力及び正当な注意について、倫理上の基本的な原則の遵守に影響を与えられと考える。 A57-3. 業務実施者が、業務実施者の利用する専門家が業務実施者の目的に照らして必要な適性、能力又は客観性を備えているかどうかを判断できない場合又は備えていないと判断した場合に、職業倫理に関する規定が、業務実施者に当該専門家の作業の利用を禁止することもある（倫理規則R390. 21項参照）。 (省 略) 《IV 適用》 (省 略) ・ 本実務指針（ 年 月 日）は、2027 年 4 月 1 日以降に契約を締結する合意された手続業務から適用する。なお、倫理規則（2026 年 月 日改正）を早期適用する場合には、併せて本実務指針も早期適用する。 (省 略) 以 上	《 9. 業務実施者の利用する専門家の作業の利用》 (省 略) (新 設) (省 略) 《 V 適用指針》 (省 略) 《12. 業務実施者の利用する専門家の作業の利用》（第 32 項参照） (省 略) (新 設) (新 設) (新 設) (省 略) 《IV 適用》 (省 略) (新 設) (省 略) 以 上

以 上